

答 申

1 審査会の結論

諮問第155号案件「(1) 児童相談所における入所中の児童の小児精神科への受診基準がわかる文書 (2) 通告受理・モニタリング時の共通 (区分け) アセスメントシート (電磁的記録)」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和5年1月20日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、請求人が行った「児童相談所における入所中の児童の小児精神科への受診基準がわかる文書及び児童相談所における児童の一時保護基準がわかる文書」の行政情報開示請求(令和4年度受付第341号。以下「本件請求」という。)に対し、世田谷区長が令和5年1月19日付けで行った一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)のうち、全ての非開示部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりである。すなわち、児童相談所における入所中の児童の小児精神科への受診基準がわかる文書については、小児精神科で医師が疾患、障害の有無等を判断すべきかどうかという児童にとって重要な事項であることから、何の基準もなくその判断が行われるはずがなく、一定の基準をもっているはずなので、当該文書について存在しないという事自体が考えられないということである。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした本件審査請求に係る部分(以下「本件非開示部分」という。)につき、対象の行政情報が不存在であるとして本件処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 児童相談所には、総合的なアセスメントを行うため、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師等、様々な職種が配置されている。児童福祉司は子ども及びその家族等への面接や聞き取り等により、問題とその背景についての調査を進め、相談者による主訴とその背後にある基本的な問題等を解明することにより、援助のあり方を明確にしている。児童心理司は、心理学的諸検査や面接等を通じて子どもの人格全体の評価及び家族の心理学的評価を行っている。医師は、問診、診察、診療、検査等をもとに

医学的な見地から子どもの援助（治療を含む）の内容、方針を定めるために、医学診断を行っている。

- (2) 請求人は「小児精神科への受診基準がわかる文書」の開示を求めているが、医療機関の受診の要否については、個々の児童の個別具体的な事情に応じて、医師による医学診断等をもとに、児童相談所において協議の上で決定しており、一律の受診基準は定められていない。
- (3) 以上のとおり、本件については、そもそも開示対象文書が存在しないことから、実施機関の行った決定は妥当であり、請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件処分において、実施機関は、本件審査請求対象文書のうち「児童相談所における入所中の児童の小児精神科への受診基準がわかる文書」を不存在として非開示としている。これに対して請求人は、本件請求において開示対象となる文書が存在すると主張し、開示することを求めている。

従って、本件審査請求対象文書（以下「本件対象文書」という。）は、「児童相談所における入所中の児童の小児精神科への受診基準がわかる文書」である。

当審査会は、本件対象文書の存否について、以下のとおり判断する。

(2) 本件処分における本件対象文書の存否について

審査会は、実施機関に対し、本件対象文書の存否について実施機関に確認したところ、上記「3 審査請求に対する実施機関の説明」のとおりであった。

また、当審査会が実施機関に聴取したところ、児童相談所における入所中の児童が小児精神科へ受診を要するか否かの判断については、医療に関する各ガイドラインを参考にすることはあれど、児童個人の症状については一様ではないことから、実施機関として児童が治療を受けることが最善だと総合的に判断した場合に精神科の受診につなげているとの説明であった。このことより、児童の小児精神科への受診の要否については、その明確な基準となる行政情報が存在しないという実施機関の説明は合理的であると考えられる。

よって、実施機関が文書不存在を理由に当該文書を非開示としたことは、妥当である。したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日付	審議経過
令和5年5月31日	(諮問第155号)

	<ul style="list-style-type: none"> ・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。
令和7年2月5日	（令和6年度第9回審査会） <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和7年4月17日	（令和7年度第1回審査会） <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和7年6月10日	（答申第155号） <ul style="list-style-type: none"> ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 大林 啓吾
 副会長 土田 伸也
 委員 太田 航平
 委員 白石 裕美子
 委員 松村 武志